

電気通信大学大学院情報システム学研究科担当教員資格審査に関する申合せ

平成23年 1月 6日

I S 教授会決定

平成26年 9月11日

大学院情報システム学研究科（以下「研究科」という。）を担当する教員（以下「研究科担当教員」という。）の資格審査に関しては、この申合せによるものとする。

- 1 研究科担当教員の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 博士後期課程の研究指導及び講義担当資格（以下、「D㊦」という。）
 - (2) 博士後期課程の研究指導の補助及び講義担当資格（以下、「D合」という。）
 - (3) 博士後期課程の講義担当資格（以下、「D可」という。）
 - (4) 博士前期課程の研究指導及び講義担当資格（以下、「M㊦」という。）
 - (5) 博士前期課程の研究指導の補助及び講義担当資格（以下、「M合」という。）
 - (6) 博士前期課程の講義担当資格（以下、「M可」という。）
- 2 教授の採用時の資格は、原則D合・M㊦とし、D㊦については個別に審査する。
- 3 准教授及び講師（以下、「准教授等」という。）の採用時の資格は、原則D合・M㊦合とし、D㊦については個別に審査する。
- 4 助教の採用時の資格は、原則M合とし、M㊦以上の資格については個別に審査する。
- 5 資格審査を行う必要が生じた場合、当該教員の所属する専攻長の要請又はD㊦の資格を有する教員2人以上の発議を受け、大学院情報システム学研究科長（以下、「研究科長」という。）は、特別教授会に報告するものとする。
- 6 特別教授会は、研究科長の報告を受け、当該資格審査を行うための審査委員会を設ける。
- 7 審査委員会は、D㊦の資格を有する教授のうち、当該専攻から1人以上を含む5人の教授で構成する。ただし、同一専攻から指名される委員の数は2人以内とする。
- 8 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 9 審査委員会は、当該審査の経過及び結果を特別教授会及び教授会に報告する。
- 10 教授会は、審査委員会で審査された候補者について、投票により議決する。
- 11 9及び10の場合の教授会の構成員は、候補者が、教授又はその予定者の場合は教授会構成員中のD㊦の資格を有する教授のみ、准教授等及び助教又はその予定者の場合は教授会構成員中のD㊦の資格を有する教授及び准教授等とする。
- 12 D可及びM可の資格審査については、本学の教育研究職員が特に研究科の講義担当を行う必要がある場合に行う。この場合における教授会については、前項中「D㊦の資格を有する教授のみ」とあるのは「教授のみ」と、「D㊦の資格を有する教授及び准教授等」とあるのは「教授及び准教授等」と読み替えるものとする。

附 則

この申合せは、平成23年1月6日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年9月11日から施行する。